

行政視察報告書

1. 委員会または会派等

自民・未来クラブ

2. 視察期間

令和2年1月29日から 令和2年1月31日までの 3日間

3. 視察先

- ①東京都新宿区
- ②総務省
- ③内閣府・経済産業省
- ④厚生労働省
- ⑤神奈川県

4. 視察項目

- ①公共空間を活用した賑わいの創出について
- ②少子化問題について
- ③地方創生における人口減少対策について
- ④高齢化対策と健康寿命の延伸について
- ⑤健康寿命延伸の施策と効果について

5. 参加者

〔議員〕 徳永春男、江上しほり、桑原 誠、境 公司、島野知洋、
城後徳太郎、中原誠悟、光田 茂、森 竜子、森 遵、山口雅夫

〔同行〕 なし

〔随員〕 なし

6. 考察

別紙のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和2年3月30日

報告者 徳永春男

大牟田市議会議長 殿

①東京都新宿区【公共空間を活用した賑わいの創出について】

1. 新宿区の概要

新宿区は東京都23区のほぼ中央に位置し、面積は18.22平方キロメートル。人口は昭和38年の395,399人をピークに減少傾向にあったが平成10年に歯どめがかかり、最近では増加傾向にある。外国人と一人世帯が多いことが特徴。平成31年4月1日現在の人口は346,425人（内、日本人304,268人、外国人42,157人）、世帯数は220,063世帯。

産業は第二、三次産業を中心とした都市型構造で、消費都市としての性格から卸・小売業、サービス業が多く、比較的小規模な事業所が多い。また繁華街としてのイメージが強いが、土地の約6割が住居系で住宅地と商業業務地の2つの要素をあわせ持っている。令和元年度の予算額は2,204億8,561万4,000円。

2. 公共空間を活用した賑わいの創出

「道路を活用したオープンカフェ事業」

(1) 経緯

新宿東口駅前の商店街として活気があった新宿3丁目にある新宿駅前商店街振興組合では、街の衰退の危機を感じ、街づくりの勉強会を重ね、昭和58年、街づくり推進のための「新宿MOA（モア）基本計画」を策定。同組合が歌舞伎町に集まる熟年層と新宿通り沿いに集まる若者層が交差する入口となっていることから、2つの世代が交差・共存する空間（モア）の創出を目指すことを決定した。この後、同組合と区が協議を重ね、昭和61年「新宿モア街づくり協定書」を締結した。

(2) 計画・整備の概要

計画の概要としては、①道路の適正利用（違法看板、路上駐車等）、②歩行環境の整備（景観に配慮したカラー舗装、緑化等）、③住民参加によるまちづくり（維持管理等も含む）、④街の活性化となっており、整備は昭和61年度から3カ年で実施。排水施設や街築工、舗装の基盤といった基盤整備は、区が約2億円、石張舗装や街路樹、装飾灯など美装化工事は、同組合が約5億円負担し行い、ヨーロッパの街並みの雰囲気を漂わせる通りとして完成。新宿駅東口の玄関口にふさわしい景観と賑わいづくりに貢献した。

(3) 課題

しかし、平成2年度頃から、違法駐車や放置自転車が多くなり、ゴミのポイ捨てが目立つようになり「危険・汚い・怖い（3K）」のイメージが強くなり、道路管理者の区と地元である同商店街が協力し、この課題解決に取り組み啓発活動など実施。

(4) 課題解決のための取り組み

違法駐車や放置自転車問題を解決するため、区は平成2年に新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐車場の整備に関する条例、平成4年に新宿区違法駐車等の防止に関する条例を施行し防止対策に努め、同組合も札貼や看板などで周知を図ったが、有効な手段とはならなかった。

その後も区と同組合で検討を重ね、モア4番街を時間帯による歩行者専用道路として交通規制することや平成16年に自転車置き場を設置するなど行い、一定の改善は出来たものの課題解決には至らなかった。

放置自転車や違法駐車などといった道路の不適正利用はモア4番街の賑わい消失にもつながり、道路管理者である区と交通管理者である警察、同組合の3者で協議を重ね、社会実験としてオープンカフェに取り組むことが決まった。

《新宿3丁目モア4番街オープンカフェ》

- ・道路空間の新たな活用方法として平成17年度から、区と駅前商店街振興組合が協働で実施。
- ・車道については、店舗への搬入などもあることから、午前中は通常通り使用し、午後からは歩行者専用道路の規制。カフェ営業時のみテーブルと椅子を設置。だれでもいつでも自由に使用することができる。
- ・歩道については、地下道へとつながる動線部分にカフェ店舗を常設。商店街にない業種を募集した。営業時間は、年中無休で夏季は正午から午後9時半、冬季は正午から午後7時半まで。
- ・役割としては、区が警察との協議・申請も含め、地域活動の支援、場所の提供、花壇や植え込みなどの整備。同組合はオープンカフェの展開やイベント開催など。
- ・この社会実験は、1年ごとの更新で7年間行われ、その間、来街者への安心安全の供与、資金面も含めた地域との協働体制の確立、違法駐車・駐輪、ホームレスの激減などの効果が見られた。
- ・この後、平成23年に道路法施行令の改正、都市再生特別措置法の改正が行われ、道路上でのオープンカフェが認められたことから、区は約20行程の協議、手続きを行い、平成24年より本格実施に至った。
- ・本格実施後は、実施時間を夏季の平日が午後3時から同9時半、日曜・休日が正午から午後6時。冬季は、平日が午後3時から同7時半、日曜・休日が正午から午後5時まで。店舗は、平日も正午からの営業となった。今後の課題としてはイベント開催や広告塔の収入が少ないことや歩行者専用道の時間が限られていること、物販利用ができないことなどがある。

《Q&A》

問1 オープンカフェ事業での維持管理費や運営経費はどのようになっているのか。

答1 オープンカフェ事業の収支を明確にするため、商店街の会計とは完全にわけている。原則、モア4番街での収益はイルミネーションや街灯のリニューアル、道路の維持管理費など、まちの賑わい創出に充てている。平成28年の実績では、店舗は元旦を除く毎日営業したが、イス・テーブルについては、歩行者の安全を第一に考え、雨天や強風など荒天時には配置しなかった。

年間で約12万人が利用。主な収入は、カフェ事業の店舗、4回の有料イベントなど。支出は防犯カメラや電気代、占用料、委託の道路清掃、地域貢献などで黒字。積み立ても行い、設備のリニューアル費などに充てる。

問2 道路の占用料についてどのように算出しているのか。

答2 社会実験中は、事業として成り立つかも含めた検証であったため無償。本格実施後は、条例に基づき占用料を算出しているが、高額となるため減免措置を行っている。単純計算で年1,400万円だが9割減免。占用料として区へ入る額は減るが、商店街で道路の維持管理や美化などを行うことからその分の予算は減る。また、先に述べたように会計については、行政が3年間、指導に入り商店街とは別会計で継続できるようにした。

問3 オープンカフェ事業の役割分担を詳しく聞きたい。

答3 区は占用許可等を出し、占用主体は商店街。赤字とにならないよう継続性、イベントや広告塔の利用といった賑わい創出を条件とした。店舗については、競合する業種を除き募集されクレープ店に決定。イスやテーブルなどの備品、その収納庫等はこの占用店舗が負担。歩行者専用道路でのイスやテーブルについては、誰でも利用できるもので、占用店舗はそこにメニューの提示や注文取りなどは出来ない。

※そのほか、Q&Aについては別紙参照。

《考察》

- ・違法駐車や放置自転車、ゴミ問題などもあり、街の賑わいが失われつつある中で、行政と民間（商店街）が課題解決に向け協議を重ねたことや法律上の規制等がある中で「やれる方法を見出そう」とする姿勢に感銘を受けた。この中で、8年にわたり重ねてきた実証実験の結果が全国初の道路を活用したオープンカフェ事業につながっており、こういった取り組む姿勢は見習うべきと感じた。
- ・本市においても、道路や駅前広場、公園など、もっと有効な活用方法を検討する時期にある。毎月10日に銀座通りや新栄町で行われている十日市も、ある意味では公共空間を活用した賑わい創出ではあるが、その日のみの限定的なものであり、これをまちの賑わいにつなげていくような新たな工夫が必要であると思う。また、大牟田駅西口広場の活用も検討されており、新宿区のモア4番街のオープンカフェ事業の仕組みは多いに参考となった。
- ・新宿区と本市の都市規模や交流人口の差などはあるものの、公共空間をうまく活

用することによって、行政は占用料が収入となるほか道路の維持負担の軽減などのメリットがあり、商店街組合は占用店舗からの収入や広告収入などを活用し道路の維持管理や美化活動、防犯、地域行事への協賛などによるまちづくり活動が活発に行われるなど、それぞれにメリットがあり、本市でこういった取り組みが出来るか検討すべきである。

②総務省【少子化問題について】

1. 過疎対策をめぐる最近の動向等

■過疎対策の経緯

昭和45年以来、四次にわたり議員立法として過疎法が制定（全て全会一致により成立）。

～過疎際の流れ～

昭和45年から10年おきに法律が変わり、新しい法律のもと、平成22年まで延長されてきたが、平成22年4月に実効性ある対策を切れ目なく講じる必要から、平成27年まで6年延長されたが、平成24年6月27日、東日本大震災の影響を踏まえ、令和3年3月31日まで5年間延長された。今のところ、その後の予定は立っていない。

■過疎地域の要件

市町村ごとに、「人口減少要件」及び「財政力要件」より判明。

■過疎地域の現状等

	過疎関係市町村	全国	過疎地域の割合
関係市町村数（平成29.4.1）	817	1,718	47.6%
人口（平成27国調：万人）	1,088	12,709	8.6%
面積（平成27国調：km ² ）	225,468	377,971	59.7%

*福岡県は、過疎関係市町村数（平成31.4.1）21、市町村数60、過疎地域の割合35%

■過疎関係市町村数の推移

昭和45年5月1日緊急措置法が、施行時は23.2%と、2割ほどであったが、平成31年4月1日では約半数の、47.6%の市町村が利用している。

■各種施策

～過疎対策事業債による支援～

平成22年の改正過疎法により、従来のハード事業に加えて、新たに「ソフト事業」地域医療の確保、交通手段の確保、集落の維持、活性化等、住民が将来にわたり安全に、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業（基金積み立て）も含む過疎債の対象としている。

～大牟田市での対象事業～

〈産業振興施設等〉

- ・ 地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資
- ・ 観光、レクリエーションに関する施設

〈交通通信施設〉

- ・ 交通の確保を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道
- ・ 電気通信に関する施設（光ファイバーの施設）

〈厚生施設等〉

- ・ 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設
- ・ 保育所及び児童館
- ・ 診療施設

〈教育文化施設〉

- ・ 公民館その他の集会施設
- ・ 公立の小学校、中学校、及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
- ・ 図書館

■過疎地域等自立活性化推進交付金

令和元年予算額：6.9億円

■過疎対策事業債（ソフト分）

1. 対象事業

地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化、その他の住民が将来にわたり安全に安心して住むことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業（基金の積み立てを含む）。

～具体的な事業例～

- ・ 地域医療の確保
- ・ 生活交通の確保
- ・ 集落の維持及び活性化
- ・ 産業の振興

■発行額

市町村ごとに総務省令により算定した額の範囲内で発行が可能。

* 基準財政需要額と財政力指数を用いて算出。
最低限度額は3,500万円。

■ 過疎地域等自立活性化推進交付金

過疎地域等における喫緊の諸課題に対応するための事業を支援することにより、過疎地域等の7自立活性化を推進。

1. 過疎地域等集落ネットワーク賢圏形成支援事業
2. 過疎地域等自立活性化推進事業
3. 過疎地域集落再編整備事業
4. 過疎地域遊休施設再整備事業

《Q&A》

問1 過疎対策事業費（ソフト分）についてお尋ねしますが、本市ではコミュニティーバスを運行しており、過疎債を活用したいと申し出たが、市は使える余裕がないとの回答だった。最低限度額の3,500万円というのは、どのような市町村でも金額は決まっているのか。

答1 3,500万円は最低限度額であり、大牟田市にはそれ以上出されている。ソフト事業は本来、一般財源で対応するのだが、財政状況が難しい中でソフト事業をどう行っていくのか、またハード事業と違い、毎年継続されているものと考えられるので、その事業をどうするのかなど検討すると、なかなか新しいものに充てづらいのではないかと。そこも含め議論が必要。

問2 本市は、過疎債を活用しているが、償還もしていかなければならない。12年の償還延長はどういったもので、それはすべてのものに当てはまるのかお聞かせいただきたい。

答2 過疎債の償還年限は12年。財政融資資金については、財政融資基金の大半は固定金利で借りられるが、この場合は12年。地方公共団体金融機構資金は、償還年限固定金利であれば最長30年。全部が30年というわけではなく、少し早くなるものもある。

一般廃棄物施設（ごみ焼却施設）においては、金額は大きいですが、償還が最長12年までだが、機構であれば20年と長く借りられるものもあるので、使い分けていただきたい。

《考察》

過疎債で、北海道は大きな面積においては、人口減少の限界を迎えているとのこと。地域の特性があり、少ない人口で広い国土をみているのと、都市部との関係もあり、全体としてみていかないといけないとのこと。

課題として、本市でも地域の要件を聞き、今後の見通しをつけていくことと、何

にどのように使われているのか洗い出しが必要であると感じた。

・過疎地域自立促進特別措置法

平成12年に10年間の時限立法として施行された過疎対策法（平成22年法改正にて6年延長）。人口の著しい減少に伴い、活力が低下した過疎地域の自立を支援することにより、自然環境に恵まれた生活空間や地域特有の産業・文化を生かした自立した社会の構築促進が目的の過疎対策法。一般的に過疎法といわれている。

[補説]平成24年の法改正により、有効期限が令和3年3月まで延長され、地域医療・日常的交通手段の確保も財政支援の対象。

過疎債→地方交付税→元利償還

過疎地域の貴重な財源であるため税金の有効活用が求められる。

償還年数の延長12年→30年。

③内閣府・経済産業省【地方創生における人口減少対策について】

1. 社会背景

急激な少子高齢化と東京一極集中が、我が国の社会システムに大きな影響を及ぼしている昨今、影響を受けていない一部の自治体を除き、どの自治体もそれぞれの課題解決へ向け一斉に動き出している。多くの場合で根本的な原因は、やはり人口の年齢構成がひずみになり、20年ほど前から、さまざまな社会システムに影響が開始、国・地方ともに行政サービスが上手く回らなくなってきたという課題が浮き彫りとなっている。

納税者が減少する中で財政が悪化した結果、年金制度、医療・介護制度は制度開始時と比較すると負担は大きくなったほか、国全体で晩婚化や生涯未婚率の上昇が進んだ。背景には、夫婦別性やLGBT婚、子供を産む・産まないなどといった婚姻制度そのものに対する意識や、家庭・家族制度の価値観も時代とともに大きくさま変わりしたことがある。人が結婚に至らない要因は種々様々であるが、最も大きな要因としては、適当な相手と巡り合わないことである一方で、男性に至っては経済事情で叶わないことも同じぐらい大きな要因でもある。このことから経済の改善・活性化も必要不可欠であり、我が国の経済活動を下支えする労働力の不足をカバーするためにも、企業は人口知能、いわゆるAI管理化なども今後大きなポイントとなってくるであろう。

そこで、今回、東京一極集中化による問題点やそれに伴う地方の少子高齢化を開開するための方策を学ぶために内閣府、経済産業省へ「地方創生における人口減少対策」というテーマで視察を行うこととした。

2. 少子化の現状

■出生数：86万4,000人（2019年推計）

※団塊ジュニア世代（1971年～1974年生まれ）は40歳代に。

→団塊ジュニア世代は毎年約200万人産まれていた。

■合計特殊出生率：1.42（2018年）→2017年（1.43）から微減

■50歳時の未婚割合：男性23.37%／女性14.06%（2015年）

男性 2.60%／女性 4.45%（1980年）

■平均初婚年齢：夫31.1歳／妻29.4歳（2018年）

夫27.8歳／妻25.2歳（1980年）

■女性の第1子出産平均年齢：30.7歳（2018年）

26.4歳（1980年）

⇒現在の傾向が続けば、予測では2065年に人口が約8,800人まで減少

○出生数、合計特殊出生率の推移

2019年の出生数は86万4,000人（推計）で、前年比54,000人減少。

合計特殊出生率（2018年）は1.42で前年比0.01ポイント下降。

*出生数及び合計特殊出生率の年次推移（参照）

○結婚に障害となるもの「結婚資金」が最も多い

結婚意思のある未婚者に、一年以内に結婚するとしたら何か障害となることがあるかを尋ねたところ、男女とも「結婚資金」を上げた人が最も多い。（男性43.5%、女性41.5%）、女性では「親の承諾」、「親との同居や扶養」を結婚の障害と考える人が減っている。

*調査別にみた、結婚の障害の内容（参照）

○若者が結婚しない理由

未婚者に独身でいる理由を尋ねると、若い年齢層（18～24歳）では「（結婚するには）まだ若すぎる」、「必要性を感じない」、「仕事（学業）に打ち込みたい」など、結婚するための積極的な動機がないこと（“結婚しない理由”）が多く上げられている。一方、25～34歳の年齢層になると、「適当な相手にめぐり合わない」を中心に、結婚の条件が整わないこと（“結婚できない理由”）へ重心が移る。しかし、この年齢層でも「必要性を感じない」、「自由さや気楽さを失いたくない」と考える未婚者が多いほか、「結婚資金が足りない」や「異性とうまくつきあえない」など見られる。

*調査・年齢別にみた、独身に留まっている理由

3. 少子化・人口減少問題と安倍内閣の主な取り組み

《大きな方向性・目標》

- 個々人が結婚や子供についての希望を実現する社会をつくる（2015年『少子化社会対策綱』）
- 2060年に1億人程度の人口確保を展望（2019年改訂版まち・ひと・しごと創生『長期ビジョン』）
- 「希望出生率1.8」の実現（2016年『ニッポン一億総活躍プラン』）
- 幼児教育の無償化を一気に加速、待機児童解消に向け、「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備（2017年『新しい政策パッケージ』）
- 結婚・出産・子育ての希望をかなえる（2019年『第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」』）

4. 東京圏への一極集中

- 東京圏は、15～29歳の3区分で2万7,393人の転入超過、0～4歳及び55～74歳の5区分は、5年連続の転出超過となっており、東京圏の転入超過数を年齢5歳階級別にみると、転入超過数は20～24歳が最も多く（7万5103人）、次いで15～19歳（2万6,665人）、25～29歳（2万5,625人）である。
- 15～29歳の3区分で、12万7,393人の転入超過、5～54歳及び75～90歳以上の14区分は、5年連続の転入超過、0～4歳及び55～74歳の5区分は、5年連続の転出超過となっている。

*東京圏の年齢5歳階級別転入超過数（2017年、2018年）参照

*東京圏への移動理由（地方出身の東京圏居住者・いちばん最近東京圏に引っ越した理由）参照

《地方創生の目指すべき将来》

- 将来にわたった活力ある地域社会の実現
 - ・結婚、出産、子育ての希望を叶える。⇒結婚、出産、子ども、子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合、50%
 - ・魅力を育み、ひとが集う。⇒地方に住みたい希望の実現
 - ・地域の外から稼ぐ力を高めるとともに、地域内経済循環を実現する。
 - ・人口減少に対応した地域をつくる。
- 東京圏への一極集中の是正⇒地方・東京圏の転出入均衡

5-1. 地方への移住・定住の促進

- 地方へのU I J ターンによる企業・就業者の創出等を地方創生推進交付金により支援しており、現在、42道府県、1,140市町村で実施。
- 対象者や対象企業を拡大する運用の弾力化により、さらなる移住を促進。

5-2. 地域における若者の修学、就業の促進-キラリと光る地方大学づくり-

- ・地方公共団体は、内閣総理大臣が定める基本指針に基づき、地域の中核的産業の振興や専門人材育成等に関する計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請。
 - ・地方公共団体はキラリと光る地方大学づくり、計画の案の作成等について協議するため、大学及び事業者等と地域における大学振興・若者雇用創出推進会議を組織。
- 国は計画の認定を受けた地方公共団体に対し、交付金を交付。
国は地方公共団体と連携して地域における若者の雇用機会の創出等の必要な施策を講ずるように努める。

【主な施策】

- ① 地元中小企業等でのインターンシップ
- ② プロフェッショナル人材
- ③ 奨学金返還支援制度

⇒目標：東京一極集中是正に向けた他の施策と合わせ、2020年時点で地方・東京圏の転出入均衡を目指す。

5-3. 専門人材の確保・育成

- プロフェッショナル人材の地域への還流を拡大し、地域企業の生産性向上・経営改善、起業促進等を図ることで地域経済の活性化を実現。
- 副業・兼業を含めた多様な業態での人材マッチング支援を行うため、プロフェッショナル人材戦略拠点の体制を倍増するとともに、地域を越える副業・兼業に伴う移動費について支援。
- 同拠点の全国事務局機能を強化し、東京圏などの大都市部の企業における副業・兼業に関する理解の増進や、フォーラムやセミナーの開催による働き手への情報提供を実施。

6. 地域未来投資促進法の概要

- ・地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取り組みを支援するもの。
- ・基本方針に基づき、市町村及び都道府県は基本計画を策定し、国が同意。同意された基本計画に基づき事業者が策定する地域経済牽引事業計画を都道府県知事が承認。
- ・地域経済牽引事業の支援を行う「地域経済牽引支援機関」による連携支援計画を国が承認。

7. 地域経済牽引事業計画

国が同意した基本計画を踏まえ、令和元年12月31日までに1,982件の地域経済牽引事業計画（延べ2,572事業者（重複排除：2,403事業者））を承認したと自治体から報告を受けている。

8. 連携支援計画

- 事業支援に当たっては、研究開発支援、事業化支援、販路開拓支援等、事業段階に応じてさまざまな支援を行う体制を構築することが重要。
- 複数の支援機関が、不足する機能を相互に補完し、連携して行う事業支援を促進するため、国が「連携支援計画」を承認し予算措置等により支援。
- 令和元年12月までに82の連携支援計画を承認。

9. 地域未来投資促進法に関連する支援措置

(1) 予算による支援措置

- 地域未来投資促進事業費（令和2年度予算案：142.7億円の内数）総合的なイノベーション支援（地域企業イノベーション促進事業）
 - ・地域のイノベーションを支える支援機関からなるネットワークの構築や、支援ネットワークが行う事業戦略策定、事業体制整備、研究開発、販路開拓、ノウハウ提供などへの支援
- ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業費（令和2年度予算案：10.1億円）
 - ・複数の中小企業・小規模事業者等が共同で地域未来投資促進法の計画承認を受け、連携して行う事業における設備投資を支援
- 地域イノベーション基盤整備事業費（令和元年度補正予算額：5.5億円）
 - ・地域未来投資促進法の承認を受けた支援機関等に対して、地域で共同利用が見込まれる先端技術設備の導入・利用支援経費を補助
- 地方創生推進交付金の活用（令和2年度予算案：1,000億円）
 - ・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については弾力措置の対象。（申請上限の弾力化）

(2) 税制による支援措置

- 課税の特例
 - ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置
 - ⇒機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除（上乗せ要件を満たす場合：50%特別償却、5%税額控除）
 - ⇒建物等：20%特別償却、2%税額控除
- 地方税の減免に伴う補てん措置
 - ・固定資産税等を減免した地方公共団体に減収補てん

(3) 金融による支援措置

- 資金供給の円滑化
 - ・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期（20年、7年以内）かつ固定金利での融資

- ・地域経済活性化支援機構（REVIC）、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設・活用等

(4)情報に関する支援措置

候補企業の発掘等のための情報提供

- ・地域経済分析システム（RESAS）等を活用

(5)規制の特例措置等

○工場立地法の緑地面積率の緩和

○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

○一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案制度

《Q&A》

問1 晩婚化が進んでいる。大牟田市の合計特殊出生率は全国平均よりも高いが、人口が最盛期のころの子供の数は、今と比較して1/10になっている。また、転出・入など社会動態で見たときにも、自然減が上回っている状況である。若者の数が減少している中で、進学や就職で地元を離れるケースも多い。そこで大事なのが、いかに若者を地元で定住させるかである。高卒で就職する際に、学校の先生たちもそうであるが、地元企業をよく知らないことも一つ理由としてあるのではないかと考える。若者に地元就職してもらうための仕組みづくりとして何か知恵はないか。

答1 一つは地元企業をよく知らないで、都会を選択するというものはあるように思える。民間の就職・求人サイトだけではなく、自治体によっては就職ガイダンスやマッチングサポートなど取り組んでいるところもあると思うが、そういった細やかな手法も大事なのではないか。

問2 地元企業の冊子の作成や、家族で参加できる産業フェスティバルも有効だと考えるが、以前に産炭地交付金を活用し1,000万ほど費用をかけてやってみた結果想定よりも効果が表れなかった経験があるようだ。現在、産業フェスティバルなどを開催するとなると補助メニューはあるか。

答2 自治体申請の流れにはなるが、地方創生推進交付金予（算額1,000億）が幅広く活用できる中身になっており、自治体によっては就職イベントを開催していると聞き及んでいる。

問3 一度は都会に憧れる人は確かに多いと思えるが、Uターンで帰る人もたくさんいる。Uターンを経験した人などが、高校のガイダンスなどに参加し講話するなども有効であると捉えているが、担当課の話によると学校側が拒否する場合もあるとのこと。やはり学校側の意識改革も同じくらい大事であると考えている。

答3 若者は上京した後にUターンすることに対して、都落ちに似たイメージを持

っているのではないかと考える。東京で働くことが何も格好がいいというわけではなく、地方で働くことも非常にいいことなのだというイメージUPを図ることも重要だと感じる。

問4 プロフェッショナル人材事業の中身は。

答4 都道府県が交付金の申請事業として行う。各都道府県にプロフェッショナル人材戦略拠点を1カ所設け、そこでマネージャーなどの人材を配置し県内の地元企業をめぐる。その中で、人材ニーズを明確化したり、経営戦略の策定支援を行いながら人材ニーズ情報の提供を受け、人材のマッチングを図る。例えば、民間の新規プロジェクトについて、責任者として任せる人材を社内ではなく、外部の民間人材会社から連れてくるなど。

《考察》

少子化は、いわゆる適齢期の男女が結婚しなければとめることはできないが、現代において特に若年層の結婚意欲が、過去と比較すると著しく低下している。背景には、経済的な事情が特に男性に重くのしかかっていることが明らかになったが、これは、雇用対策により、若年層が安定雇用につく機会をふやすことが重要である。未婚の非正規雇用者は、雇用が安定せず収入が低く、さらに、職場において交際相手も見つけにくいことも多い。我が国では、雇用の非正規化が進んでいるが、若い世代が結婚できるようにするには、可能な限り若年層の正規雇用者をふやすことが求められ、経済対策や東京一極化集中を打開するためにも地方の活性化は急務である。

地域における若者の修学・就業の促進については、国が地方公共団体と連携し地域における若者の雇用機会の創出等の必要な施策を展開している。地元中小企業等でのインターンシップ、プロフェッショナル人材、奨学金返還支援制度などがまさに該当するが、狙いは東京一極集中是正に向けた他の施策と合わせ、2020年時点で地方・東京圏の転出入均衡を目指すことである。

また、重要なのが、若い世代に対して、職縁結婚に代わる配偶者探しの場をつくることである。従来出会いの場として機能していた職縁結婚は減りつつあり、中でも、関東以外の地方に住む者や、規模の小さい企業に勤める者及び非正規雇用者は、職場にいる独身異性の人数は少ないため、これらの者は職場で結婚相手と出会う機会も少なくなる。職場での出会いの少なさは、結婚意欲の減退へつながり、現代のような悪循環が発生してしまう。

対策として、若年層が職場以外で配偶者を見つけることができる機会を社会的にふやしていくことが重要である。若年層に対する結婚支援には民間サービスによるものもあるが、民間サービスを利用しにくい属性の者たちが結婚難になりやすい傾向があることを念頭におけば、公的にも出会いの支援を行うことも手立てになる。

未婚者の結婚意欲は、出生意欲と同時決定されていることを踏まえれば、若い世代の結婚の希望をかなえるためにも、特に地方において、出生まで見越した環境整

備が必要で、仕事と生活の調和の取り組みの推進、保育サービスの整備などが求められる。結婚することの利点を、子供を持つことのみで収めさせるのではなく、さまざまな結婚のロールモデルを提示することによって、結婚が持つ良さを若年層に訴求していくことも大事である。

④厚生労働省【高齢化対策と健康寿命の延伸について】

1. 概要

【我が国における健康運動づくりの流れ】

昭和53年第1次国民健康づくり運動をスタートし、健康診査の充実や市町村保険センター整備等に始まり、2次3次を経て、現在は平成25年より第4次国民健康づくり運動（健康日本21第2次）が行われている。

【健康日本21（第2次）の概要】

平成15年に施行された健康増進法第7条（厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため基本的な方針を定めるものとする）に基づき、国民健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針＝健康日本21（第2次）である。

また、その基本的な方向性として、①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養・食生活・身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯、口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善である。

【健康日本21（第2次）推進専門委員会による中間評価報告書について】

策定時の値と直近値を比較し、4段階で評価する

（a 改善している b 変わらない c 悪化している d 評価困難）

現在5つの基本的な方向毎の進捗状況を53項目で評価し、a 評価は32項目であり、達成率は60.4%である。

【健康寿命延伸プラン】

2040年には、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者人口がピークを迎える一方、現役世代が急激に減少する。このような中で、社会の活力を維持、向上しつつ、「全世代型社会保障」を実現していくためには、高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、その前提として、特に、予防・健康づくりを強化して、健康寿命の延伸を図ることが求められる。

国民健康づくり運動である健康日本21（第2次）等に基づき、生活習慣病予防などライフステージに応じた健康づくりを、地域や職場を巻き込んで総合的に推進してきた。

このような取り組みを進める中で、健康寿命は着実に延伸しており、2016年では、男性：72.14年、女性：74.79年となっている。今後、さらなる健康寿命の延伸を図るためには、これまでの取り組みをさらに推進するとともに、「健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進」、「地域・保険者間の格差の解消」に向け、「自然に健康になれる環境づくり（健康な食事や運動ができる環境、居場所づくりや社会参加）」や「行動変容を促す仕掛け（行動経済学の仕組み、インセンティブ）」など新たな手法も活用し、次の3分野を中心に取組を推進する。

- ①次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成
- ②疾病予防・重症化予防
- ③介護予防・フレイル対策、認知症予防

これにより、2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し（2016年比）、75歳以上とすることを目指す。これらの取り組みを推進し、健康寿命延伸の目標を達成するためには、新たな手法を積極的に活用しつつ、地方自治体や保険者など関係者・関係団体とこれまで以上に連携して、地域ぐるみや職場ぐるみで予防・健康づくりを進める必要がある。

【主な取り組み】

（1）スマート・ライフプロジェクトの取り組み

「健康寿命を延ばしましょう。」をスローガンに、国民全体が人生最後まで元気で楽しく毎日が送れることを目標とした国民運動。参加団体数5,342団体（H20.1.9）

- ① 適度な運動 毎日10分の運動
- ② 禁煙 たばこの煙をなくす
- ③ 適切な食生活 毎日プラス一日一皿の野菜
- ④ 健診・検診の受診 定期的に自分を知る

高齢化の進展及び疾患構造の変化を踏まえ、特定検診等により生活習慣病等をはじめとした疾患を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要であると考えられる。

目標：「適度な運動」、「適切な食生活」、「禁煙・受動喫煙の防止」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフプロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

（2）介護予防・フレイル対策

介護予防は、要介護状態等の予防や軽減、悪化の防止を目的として行うものである。高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域づくりなどの高齢者を取り巻く環境へのアプローチが重要との考えに基づき、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場の拡大を推進し、通いの場では、体操・茶話会、趣味活動等の取り組みが行われ、通いの場の推進は、個人の介護予防に資

するとともに地域づくりの推進にもつながり高齢者がますます元気になる、さまざまな地域の互助への発展が期待でき、また、「これからの地域づくり戦略」にも資すると思われる。なお、通いの場の参加率を2020年末までに6%を目標としている。ちなみに、福岡県では北九州市が圧倒的に多いが、その次に大牟田市が多く388カ所である。

介護予防の施策として重要となるのは、フレイル対策である。フレイルとは、加齢によって筋力、認知機能などが低下し、生活機能障害や要介護状態、死亡のリスクが高くなる状態のこと。フレイルは、適切な介入・サポートを受けて生活機能を維持・向上していくことで予防できる。厚生労働省のデータ（2013年）によれば、フレイル状態に陥っている高齢者の割合は全体の約11.5%で、65～69歳では5.6%である一方、80歳以上では34.9%にまで上昇。高齢になるにつれて、フレイルになる割合が高くなっている。

元気な高齢者の活躍を促すため、「フレイル予防・改善プログラム」を開発した上で、通いの場やサロン等への専門職（管理栄養士、歯科衛生士等）や配食事業者等の関与を促進し、口腔機能の向上と栄養状態の改善に向けた取組を強化する。

2. 課題

個人の取り組みが重要になってくるが、健康無関心層に対して、どうやってアプローチをしていくことができるかが大きな課題であり、健康寿命延伸プランのスタート地点となる。健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進、地域・保険者間の格差の解消に向け、「自然に健康になれる環境づくり」や「行動変容を促す仕掛け」など「新たな手法」も活用し、2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し75歳以上とすることを目指す。

《Q&A》

問1 栄養管理でバランスよくという話があるが、どういう概念でバランスよくというのか、何をもってバランスというのか。

答1 主として、ここでいうバランスとは主食・主菜・副菜についてである。

問2 健康寿命やフレイルなどを啓発実践してもらうため、周知するシステムの構築のためには、資料の中に事業が記載されているが、この事業は各市町村で活用できるのか。

答2 介護予防事業の地域支援事業というメニューの一つとして活用できる。地域の特性を生かしながら、国保連合から市町村に交付される特別調整交付金が保健師などの雇用などにも活用できる。

問3 自分の身の回りのことが出来なくなることを防ぐことが、健康寿命の延伸につながると思うが、そのような人が身体を動かすことが大事だと思う。トランポリンや温水プールなどは、かなり効果があると思うが、温水プール等施設をつくる補

助金等はあるのか。

答3 健康増進施設として条件等はあるが、補助金も活用できる。

問4 女性は、男性に比べて平均寿命と健康寿命の乖離が大きいのか。

答4 女性の場合、骨粗しょう症などで寝たきり状態等にはなるが、内臓などの疾患ではないため、平均寿命と健康寿命の乖離が男性より長いのではないのか。

問5 健康寿命を延伸するためにフレイルなどの施策を行っても、その施策を一人一人まで行きわたらせなければ意味はないと思うが、その周知徹底、認識を持って行動してもらうためのシステムを構築しなければならないと思う。一般介護予防の事業として補助金等も活用できるのか。

答5 地域支援事業という市町村が行うメニューの一つとして活用できる。例えば、専門家の方より指導を受けたボランティアの人たちが、通いの場などで介護予防活動を行った場合は地域介護予防支援事業などのメニューが活用できる。

《考察》

健康に対しての意識が高い人の割合をいかにふやしていくことができるかが、課題であり、健康無関心層の人に対してさまざまな仕掛けづくりを考察しながら、行動変容を促す仕掛けを確立していくことや大牟田市が次期総合計画で取り組むフレイル介護予防事業をなどと結びつけながら健康意識を高めることにしっかり取り組んでいくことが重要であると感じる。

⑤神奈川県庁【健康寿命延伸の施策と効果について】

1. 目的

超高齢社会を迎える中で、大牟田市の65歳以上の高齢化率は36.3%、75歳以上の後期高齢者は19.1%（平成31年4月1日現在）で、この36.3%という高齢化率は国が予想する20年先となっている。

子供の減少による少子化も相まって、超高齢社会は市民生活に大きくかかわってくる中、健康寿命の延伸が注目されている。平均寿命が男女ともに伸びる中で、健康寿命と平均寿命との較差が、男性で8.8年、女性で12.3歳（平成28年）となっているが、この較差が個人的に要支援・要介護を必要とする期間と考えられる。また、社会的には医療費や介護費の高騰につながり、財政負担が余儀なくされ、さまざまな負担が個人に降りかかってくる。

そこで、健康寿命の延伸に努め、できるだけ健康寿命と平均寿命との較差を短縮することが、自らが健全な日常生活を送ることができることと、社会貢献につながる意味でも、この健康寿命の推進は重要な施策と考える。

こういった観点から、健康寿命をいち早く県の施策として実施されている神奈川県がどのように各地方自治体に対して支援を行っているのか。また、その中で今

後、大牟田市が健康寿命に対する施策を実施するに当たって、何らかのヒントがあればという観点から、今回の視察の目的とした。

2. 神奈川県概要

神奈川県は、東京の真南に位置し太平洋に面している。県庁所在地は横浜市。川崎大社で知られる川崎市があります。

総人口は約920万人（2019年12月1日現在）で県内の市町村数は33。市が19市（政令指定都市：横浜市・川崎市・相模原市、中核市：横須賀市、施行時特例市：小田原市・厚木市・大和市・平塚市・厚木市・茅ヶ崎市）、町は13、村は1（清川村）。

【健康寿命延伸の施策と効果について】

今回は、「健康寿命延伸の施策と効果について」に関する視察項目となり、同じ命題で、説明者が健康医療局所管と政策局所管に別れて説明がありましたが、事前に質問を上げさせていただいた項目を重点的に聞き出した内容を先に記述した。

（1）健康医療局からの説明

健康医療局のグループリーダーはじめ4名と政策局の特区連携担当課長、未病産業担当課長より説明を受ける。

別紙の神奈川県における未病改善の取り組み資料より順を追って説明を受ける。

《Q&A》

問1 県で健康寿命日本一を目指した経緯については。

答1 神奈川県は1丁目1番地のスタンスで取り組んでいる。

問2 県から市町村へと支援指導を行う中で、各市町村の取り組みに対して温度差があると思うが、一番評価の高い市町村名とその取り組み状況は。

答2 それぞれの自治体で健康対策には取り組んでるので、取り組み状況についての評価はできない。海老名市や綾瀬市は、独自の事業を積極的に実施している。神奈川県では「フレイルチェックプログラム」導入の促進を推進しており、現在12市町で実施している。この作業では、一定の研修を受けた未病サポーター（未病改善の取り組みの普及活動者）1万人が登録している。

問3 食（栄養）・運動（身体活動）・社会参加（交流）の3つ項目は、健康寿命を推進する中で最重要課題と認識している。各項目での具体的な取り組みは。

答3 食では、主食・主菜・副菜・汁ものをとるといったように偏らない食の指導をしている。また、「かながわの医食農同源レシピ集」を作成している。その内容はレシピ集の見方や活用方法、体格指数のヘルスチェック・バランスのよい食生活のポイント、各レシピの栄養価一覧、食材の特徴や機能性成分について、野菜等の

栄養を残す調理の工夫等についてHPで情報提供をしている。

運動では：フレイル予防と未病対策の観点から運動の必要性の啓発活動が中心で、イベントの開催の中で専門家を交えた活動がされている。

社会参加では：人とのコミュニケーションを重視し、あらゆる社会参加を呼びかけたりイベント行事を行っている。

問4 未病センターの運営については、民間レベルでの負担で、県の出資はないとのことだが、現在の運営及び活動状況を聞きたい。また、何カ所設置されているのかお尋ねしたい。

答4 未病センターの役割は、県民自らが身体状態のチェックを行い、専門家のアドバイスが受けられながら、未病改善に関する情報が得られる場所となっている。

表にあるように県内66カ所に設置され、公営26カ所、民営40カ所で運営されている。民間設置の場合は企業・団体が

自主的に開設しており、資金の援助はしていない。公営については地方創生で行っている。

設置市町村	公営	民営	設置市町村	公営	民営	設置市町村	公営	民営
横浜市	0	13	三浦市	0	3	中井町	1	0
川崎市	0	3	泰野市	3	0	大井町	2	0
相模原市	0	4	厚木市	1	1	松田町	1	0
横須賀市	1	1	大和市	1	3	山北町	1	0
平塚市	0	0	伊勢原市	1	0	開成町	1	0
鎌倉市	1	1	海老名市	1	1	箱根町	1	1
藤沢市	0	2	座間市	1	2	湯河原町	1	0
小田原市	1	2	南足柄市	1	0	愛川町	1	0
	0	1	綾瀬市	1	0	清川村	1	0
伊逗市	2	2	二宮市	1	0	計	26	40

問5 「未病センター」認定制度について詳しく聞きたい。

答5 神奈川県における未病センター認証要項に基づいて認証している。「未病を治す」取り組みの実践・継続の支援を行う場所等を言い、内容は、(1) 身体測定、体力測定、チェックリスト等、簡易な方法による健康状態が把握できる。

(2) 健康に関する相談や助言ができること。健康づくりに関する情報提供ができること。の3点を掲げている。

問6 未病サポーター養成研修について詳しく聞きたい。

答6 未病サポーターは、「未病を改善することの重要性」についての普及・啓発の推進を目的としている。よって、未病サポーターは専門的な知識も必要なことから研修を行っている。研修内容は以下の通り。

講義	① 未病の概念、未病を改善する」取組み 食 運動 社会参加)の意義 ②生活習慣病予防、介護予防のための健康講座
実技	①お口の健康体操 ②転倒予防運動、ロコトレ ③尿漏れ予防の骨盤底筋訓練 ④認知症予防プログラム「コザニサイズ」体操等

問7 「運動による認知症予防プログラム：コザニサイズ」と「高齢者虚弱化判断」の各事業を県はどのような形で各市町村に協力要請をしてあるのか。また、資金の支援も含まれているのか聞きたい。

答7 認知症の未病改善の取り組みの一貫として取り組んでいる。コザニサイズと

は、コザニション（認知）＋エクササイズ（運動）を組み合わせた造語で、国立研究開発法人の国立長寿医療センターが開発した運動プログラム。県としては、認知予防対策が要支援・要介護の抑止につながることから、認知症に関するシンポジウムの開催による啓発や「認知症未病改善」のより一層の浸透を図るべく市町村と連携してイベントの開催を行っている。高校生に対するVR体験学習やプロスポーツとの連携した認知症対策を12回、さなざまな内容（横浜教室）で実施。また、横浜マリノスとの連携した運動プログラムを市町村と実施した。

3. 神奈川県独自の取り組み

（1）ヘルスケア・ニューフロンティア推進プラン

2025年の目指すべき未来社会の実現に向けた取り組みで、主要目標（2025年）を、4つの重点領域、に対する3つの戦術、6つの柱の取り組み、各主体の取組を市町村との連携を示すとともに2020年を中間目標に据えて、2018年度から2020年までの3年間の具体的な内容を評価して、2025年度の目標を推進する取り組みを行っている。

（2）未病指標

個人の現在の未病の状態や将来の疾病リスクを数値化で見える化するもので、測定項目を15項目選定することで、未病状態を指標するアプリを3月末実装となっている。これは全国誰もが利用できる。これによって疾病リスクを数値化で一応の目安として見える化が図られることを期待する。

（3）保健医療活用事業

各市町村の保健医療データなどを活用し、県と市町村が連携して地域課題の分析や評価を行う者で、県がデータ収集から得られた分析結果を市町村に提供することにより、他の自治体の状況把握を含め、健康づくり事業に対して、より効果的な事業展開となるよう支援するもので、県全体の未病改善、健康づくり施策推進に役立つもの。

（4）オーラルフレイル対策

心身の機能低下につながる口腔機能の虚弱な状態は、健康寿命の延伸を大きな要因であることから、地元歯科医師会との協力で、オーラルフレイル改善プログラムを自宅で実施し、定期的な歯科医での評価・支援を受けるもの。効果としては、短時間（4週間で改善が可能）でその改善が見られており、見える化による一層の健康寿命が促進されます。

《考察》

神奈川県における健康寿命延伸の施策と効果についての視察内容の中で、本市として参考になる施策として未病サポート養成事業とオーラルフレイル対策事業に対して興味を得た。

未病サポーター養成は、「未病を改善することの重要性」についての普及・啓発の推進を目的としており、一定の健康知識の研修を受けた共通知識を啓発運動にと

どまらず、できるだけ大勢の市民というよりも末端の市民まで実践的なマンツーマンによる指導が適切に実施されることで、その効果は期待できるかと考える。

また、オーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態）は、毎日の食生活の最初の行為である。口腔機能の低下は、健康維持に対しての障害をもたらし、心身の機能の低下を招くこととなるため、さまざまな機能回復訓練を実施することで、短期的に改善効果が現れることは、改善の可視化につながり、やる気の源となり得ることから是非推奨したい事業だと感じた。

簡単に言えば、専門知識を有する者が、ボランティア指導者に対して専門知識の研修を行い、その知識を実践形式で幅広く市民に広めて実施出来る環境を整えることであり、この環境を整えることができれば、健康寿命は確実に伸びると確信した。